

議案第 18 号

大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の  
一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第3条の2 大田原市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号。以下  
「給与条例」という。）第7条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。こ  
の場合において、同条中「次に」とあるのは「第3号及び第4号に」と読み替えるもの  
とする。

第7条中「大田原市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号。以下  
「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。